

重 点 事 项

1 社会福祉施設の整備について

(1) 平成18年度の社会福祉施設の整備

ア 三位一体改革

社会福祉施設等施設整備費負担(補助)金については、公立施設(隣保館、生活館、ホームレス自立支援センターを除く。)について、昨年11月の政府・与党合意において移譲対象補助金として提案されたことを踏まえ、平成18年度より補助制度を廃止し、税源を移譲することとしたところである。

なお、隣保館、生活館、ホームレス自立支援センターの公立施設については、地方改善施設整備費補助金において引き続き補助対象とすることとしている。

イ 平成18年度当初予算(案)

平成18年度予算(案)における社会福祉施設等施設整備費については、下記のとおり補助対象施設を見直すとともに、障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者の地域移行や就労支援に必要な「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」等の日中活動の場等となる障害者関連施設や保護施設等の整備に必要な予算額を計上したところである。

平成17年度予算額 101億円 → 平成18年度予算額(案) 94億円

(ア) 三位一体改革に伴い公立施設について、その税源を地方公共団体へ移譲し、補助制度を廃止する。

なお、隣保館、生活館、ホームレス自立支援センターについては、地方改善施設整備費の補助対象とする。

(イ) 障害者関連施設の整備は、障害種別に関わりなく行うことから、保健衛生施設整備費の補助対象であった精神障害者社会復帰施設の整備について本事業に統合する。

また、「設置主体が医療法人である障害者関連施設の整備」を新たに補助対象とする。

(ウ) 地域介護・福祉空間整備等交付金の補助対象であった民間立の補装具製作施設、盲導犬訓練施設、点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設を新たに補助対象とする。

ウ 国庫補助基準単価の改定

厚生労働省においては、「厚生労働省施設整備事業(非公共)コスト構造改革プログラム」を策定し、非公共の直轄整備事業や所管の公団等が行う施設整備事業について「公共事業コスト構造改革プログラム」に準じてコストの縮減に取り組むとともに、所管補助事業等においても同様に取り組むこととしたところである。

これに基づき、社会福祉施設等の整備に係る国庫補助基準単価については、従来より「公共事業コスト構造改革プログラム」や建築単価の動向等を総合的に勘案して決定される公立文教施設の建築単価並びとしており、平成18年度においては2.3%減の改定を行うこととしているのでご了承願いたい。

なお、障害者関連施設については、1事業当たりの定額補助単価を設定することとしており、詳細は追って連絡する。

《公共事業コスト構造改革プログラムの概要》

- 1 考え方
公共工事の全てのプロセスをコストの観点から見直すものであり、広く国、地方公共団体等が行う公共事業全体を念頭に置いて策定するものであり、平成15年度から平成19年度までの5年間で、平成14年度と比較して15%の総合コスト縮減率を達成することを目標。
- 2 地方公共団体への協力要請
地方公共団体の積極的な取組みが不可欠と考えられることから、政府は、各地方公共団体に対し、政府プログラムを参考に積極的に公共事業コスト構造改革に取り組むよう要請。
- 3 具体的施策
 - (1)事業の迅速化
 - ①合議形成・協議・手続きの改善
・各事業の構想段階からの住民等の合意形成及び各種手続きの迅速化、簡素化
 - ②事業の重点化・集中化
・事業の重点化・集中化による社会資本の効率的整備の推進
 - ③用地・補償の円滑化
・公共用地の適正かつ円滑な取得のため、地積調査の促進、土地収用法の積極的活用等
 - (2)計画・設計から管理までの各段階における最適化
 - ①計画・設計の見直し
・計画、設計に関する規格等の見直し、設計基準の弾力的な運用及び地域の実情にあった規格など現行の計画・設計の大胆な見直し
 - ②汎用品の積極的仕様
・資機材、部品等の汎用品の使用を推進
 - ③新技術の活用
・高品質、低コストを実現する新技術の開発と活用
 - ④資源循環の促進
・循環型社会の構築と地球温暖化防止等に向けて、資源の循環利用による効率的整備を推進するため、現場発生材の再資源化、間伐材の積極的な活用
 - ⑤管理の見直し
・低コストの維持管理を実現するため、地域住民等の参画の促進、IT等の新技術の活用等ハード、ソフト面からの管理の最適化
 - (3)調達最適化
 - ①入札・契約の見直し
・企業の技術力を適正に評価し、技術提案を重視する調達方式の導入。また、電子調達の推進、PFI等民間資金・能力を活用する社会資本整備
・管理手法を導入し、推進する

②単価等の積算の見直し

- ・積算業務の省力化の推進を図り、新たな入札契約方式への対応等を図ることを目的とし、現行の積算手法等を見直す

4 その他

「公共工事コスト構造改革プログラム」は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月27日閣議決定）に位置づけられているところ

エ 平成18年度整備方針等

平成18年度より社会福祉施設等施設整備費補助金においては、「三位一体改革」により廃止・移譲することとした公立施設や、地方改善施設整備費で対応することとした隣保館等を除く障害者関連施設や保護施設等を対象とするものである。

限られた財源を効率的かつ有効に活用する見地から、新規事業の協議に当たっては、原則として単年度事業であるものに限定し、整備計画及び事業内容等を十分精査した上で、真に必要な施設の整備に厳選されたい。

平成18度の整備方針は以下のとおりであるが、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障害890号、社援第261号、老発第794号、児発第908号）等を踏まえ、協議対象施設の選定及び法人審査についても万全を期されたい。

《平成18年度整備方針》

- 1 障害者関連施設に関する補助協議の基本方針については、別途詳細をお示しする予定であるが、障害者自立支援法による制度改正を踏まえた整備内容になっているか等十分に各都道府県市において精査した上で、真に必要な整備について協議を受けることとしている。
なお、新体系による整備のため、協議後における設計変更も認めることとするので考慮されたい。
- 2 施設入所者等の安全性を確保する観点から、建設後の経過年数及び老朽度を重視した老朽施設の改築、大規模修繕等の整備を推進する。
- 3 地すべり防止危険カ所等危険区域に所在する施設の移転改築の整備を推進する。
- 4 以上のほか、原則として次のものを優先的に整備する。
 - ① 施設利用者に対するサービス提供にとどまらず、広く地域に開かれた地域福祉の推進拠点としての機能を果たすもの。
 - ② 土地の有効活用等を図るもの。
特に都市部における用地取得の困難性から施設の高層化を図るなど障害者等が利用する社会福祉施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るものや、文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うもの。
 - ③ 過疎、山村、離島等において適切な入所者処遇と効率的な施設運営が確保できるもの。
 - ④ 入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を図るもの。

(2) 社会福祉施設の木材利用の推進

社会福祉施設における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付 厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材を利用した施設の居住環境がもたらす心理的・情緒的な効果は極めて効果的であることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具などの備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知願いたい。

(3) 社会福祉施設整備業務の再点検

不祥事案の防止の観点から、国庫補助金協議の対象施設の選定手続の見直し、社会福祉法人の認可や運営に関する業務の適正化等を図るため、平成9年3月28日付で「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」を発出しているところである。

各都道府県市におかれては、本通知を踏まえ、施設整備業務の再点検を行うとともに、社会福祉法人等に対し指導の徹底を図られたい。

2 社会福祉施設の運営について

(1) 施設の役割と適正な運営管理の推進

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情処理の仕組みの整備及び第三者評価を積極的に活用し、自らのサービスの質、人材養成及び経営の効率化などについて継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう各都道府県市においては、法人に対する適切な指導をお願いする。

また、事故防止対策については、利用者一人一人の特性を踏まえたサービスの提供、苦情解決の取組みや第三者評価の受審等を通じたサービスの質の向上により、多くの事故が未然に回避されることが徹底され、施設全体の取組として危機管理（リスクマネジメント）が実施されるよう指導されたい。

イ 社会福祉施設の運営費の運用については、運営費の不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないよう施設所管課と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導願いたい。

(2) 感染症の予防対策等

ア 社会福祉施設は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、インフルエンザや感染性胃腸炎、レジオネラ症等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いする。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」
(平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」
(平成17年11月8日連名通知)(参考資料3 1頁「インフルエンザ施設内感染予防の手引き(平成18年2月改定)」参照)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」
(平成15年7月25日社援基発第725001号)別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設における衛生管理について」
(平成15年12月12日社援基第1212001号)別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・ノロウイルスに関するQ&A

また社会福祉施設に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

《参照通知等》

- ・「当面のウィルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」
(平成13年4月24日健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)、
C型肝炎について(一般的なQ&A)(平成15年8月)

イ 近年、東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザが流行しており、このウィルスがヒトに感染し、死亡例も報告されている。また、高病原性鳥インフルエンザの発生がヨーロッパでも確認されるなど、依然として流行が拡大・継続しており、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生危険性が高まっている。

このため、国民への正確な情報提供、予防や治療など、その流行状況に応じた対策を総合的に推進するため、厚生労働大臣を本部長とする新型インフルエンザ対策推進本部を設置し、併せて新型インフルエンザ対策行動計画を策定したところである。

社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策については、予防対策(手洗い、うがい等)の徹底と併せ、平成17年11月30日付発出の「社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策等について」を踏まえて適切に対応を図るよう各都道府県等においては引き続き指導をお願いするとともに、管内市町村と十分に連携を図りつつ新型インフルエンザに対する対策を強力に推進していただくようお願いする。

《参考》

- ・新型インフルエンザ対策関連情報
<http://www.mhlw.go.jp/index.html>
- ・インフルエンザ総合対策ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/0111/h1112-1.html>
- ・国立感染症研究所感染症情報センター
<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>
- ・「高齢者介護施設における感染管理のあり方に関する研究報告書」
(平成16年度厚生労働科学研究費補助金(厚生労働科学特別研究事業))における感染対策マニュアル
<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/index.html>
- ・「赤ちゃん・子どもの感染症予防ガイドブック」
(平成16年度独立行政法人福祉医療機構[子育て支援基金]助成事業により財団法人母子衛生研究会が作成)

3 社会福祉施設の防災対策について

(1) 社会福祉施設の防災対策への取組

社会福祉施設は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内社会福祉施設等に指導願うとともに、特に指導監査等にあたっては、特に重点的な指導をお願いする。

- ①火災発生の未然防止
- ②火災発生時の早期通報・連絡
- ③初期消化対策
- ④夜間防火管理体制
- ⑤避難対策
- ⑥近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- ⑦各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設においては、

- ①施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知
- ②施設の防災対策の現状把握と情報の伝達、提供体制の確立
- ③入所者の外出等の状況の常時把握及び避難、避難後の円滑な援護
- ④消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保

等社会福祉施設の防災対策に万全を期されたい。

《参照通知》

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」
(昭和62年9月18日社施第107号)
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」
(平成10年8月31日社施第2153号)
- ・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」
(平成11年1月29日社援第212号)

(2) 社会福祉施設の耐震化対策等の推進

ア 社会福祉施設は、災害救助法において福祉避難所（高齢者、障害者等であつて避難所における生活において特別な配慮を必要とする者を収容する避難所）として位置づけられており、昨年度発生した「新潟県中越地震」においても、活用されてきたところである。

厚生労働省としては、今後とも社会福祉施設の耐震化を推進していくこととしており、今般、平成17年度から平成18年度にかけて整備を行うこととされている障害者関連施設及び平成17年度に交付金化された児童関連施設等の耐震化に早急に対応するため、必要な経費を平成17年度補正予算に社会福祉施設等施設整備費負担（補助）金として計上したところである。

本補正予算に係る平成17年度整備分については、交付申請及び交付決定等の手続を年度内に処理することが必要であることから、迅速な対応を行うとともに、その事務手続きに遺漏のないよう留意願いたい。

なお、やむを得ず平成18年度へ繰越を行う場合には、その事務手続きに遺漏のないよう留意願いたい。

また、各都道府県市において平成18年度で予算措置予定である整備分については、厚生労働省において執行を平成18年度に繰り越して対応（本省繰越）することとしているが、これを更に翌年度へ繰り越す（事故繰越）ことについては、財政法42条の「避け難い事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの」に限られることから、各都道府県市においては平成18年度の早期予算措置、早期執行について十分留意願いたい。

イ 社会福祉施設の耐震化については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、管内社会福祉法人等に対し必要な指導等が行われているものと承知しているところだが、今般、同法が一部改正されたことにより、更に指導等が強化されたところである。

今後、同法に基づき都道府県市が策定する「耐震改修促進計画」により、社会福祉施設を含む公共建築物等については、速やかに耐震診断を実施し、その結果等の公表に努めることが必要となるところである。

これらを踏まえ、旧建築基準法に基づき建設された施設の耐震診断及び耐震化を優先的に実施するとともに、新耐震基準で建築された施設についても必要に応じて耐震診断を実施するなど、その安全性を確認するために必要な対応を行うよう、管内市町村、社会福祉法人等に対して十分指導願いたい。

なお、これらの事業の実施にあたっては、「社会福祉施設等に関する耐震診断及び耐震改修の実施について（通知）」（平成18年2月15日付雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）（参考資料40頁参照）で通知しているところであるが、各都道府県市の建築指導担当部局と連携の上、国土交通省の「住宅・建築物耐震改修等事業」を積極的に活用願いたい。（国土交通省住宅局建築指導課と調整済）

ウ 社会福祉施設の老朽化に伴う改築整備については、老朽化が著しく災害の発生の危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難い社会福祉施設については、国庫補助に当たって優先的に採択してきたところである。

また、土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において指定された地すべり防止危険か所等危険区域に所在する社会福祉施設についても、施設入所者、利用者の安全確保を図る観点から当該区域外への移転整備を促進するため、国庫補助に当たって優先的に採択してきたところである。

これらの取り扱いについては、その事業の重要性に鑑み、平成18年度以降も継続するので、各都道府県市におかれては、これらの施設につき、速やかに対応願いたい。

（3）被災施設の早期復旧

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担（補助）の協議について」（平成17年3月24日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期原状回復に努め、施設運営に支障が生じないよう指導の徹底を図られたい。

被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担（補助）金」により国庫負担（補助）してきたところであるが、早期復旧、社会福祉施設の地域の重要な防災拠点としての役割及び災害救助法に基づく「福祉避難所」としての位置付けを有していることを鑑み、平成17年度より交付金化された高齢者関連施設や児童関連施設及び平成18年度から税源移譲することとした公立施設等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象とする方向で検討中なので了知願いたい。

(4) 大規模災害への対応

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応は困難であることから、関係機関との連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画願いたい。

なお、社会福祉施設は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただきたい。